

著作権に関する教育の実践事例

小金井市立緑小学校

教育活動概要

a. ねらい

国語で行った詩を作った活動と、それをういた音楽での作曲（歌作り）の活動をベースに、児童自身が著作者の立場から著作権について考えることによって著作権が出来た背景と、その意義について理解することを意図した学習である。

さらに、インターネットによる著作権侵害の事例について考えることによって、インターネットを利用する際のモラルを知り、正しく活用できるようになることをねらった。

b. 内容

- ・本活動は「総合的な学習の時間」で行ったが、そのベースとなっている活動は国語の時間に行った詩の学習「のはらうた」や移動教室を振り返っての詩作り、そしてその詩を利用しながらパソコンの作曲ソフト「Finale（フィナーレ）」を用いた作曲活動（歌作り）の経験である。このような実際の創作活動を前提として進めることにより、著作権について主体的に考えることが出来るように計画を立てた。
- ・各児童が作曲した作品の中から、各クラスごとに代表曲を選曲し、教師が編曲を行って一学期末の学習発表会において発表した。この際、児童には必要に応じて教師が編曲を行うこと、本人の意思に反する場合は発表をしないことをあらかじめ伝えておくことで、のちの著作権の学習に役立てることが出来るようにした。
- ・著作権についての学習の中心となる総合的な学習の時間の2時間のうち1時間は、これまでの活動を振り返りながら著作権について考える時間、次の1時間はパソコンを利用してインターネットによる著作権の事例について考える情報モラルの時間と設定して学習を行った。
- ・第1時となる著作権について考える時間では、言葉について説明をする前に、これまでの詩作りや歌作りの活動を振り返りながら、「自分の作品に何をされたら嫌だと感じるか」を考えさせ、ワークシートにまとめさせた。ここで出てくる内容は著作者人格権にかかわるものが多くなることが予想されたため、財産権にかかわる内容も出てくるように、もし自分が作曲家だったら、という視点でも考えるように指示した。

① 自分の詩や曲に何をされたら嫌^{いや}だろう？（作った人の立場で考える）

○勝手に(知らない人に)見られる。
○許可もなしに発表される。
○勝手に使われる。

・著作権というものがどんなものなのか、より深く実感できるように、ワークシートにまとめたものを先に発表させ、その後に初めて著作権という言葉を用いて、発表されたことのほとんどがこの著作権で保護されているということを伝えた。また、著作権法に違反すると刑法によって罰されるということ、具体的な罰則としては「5年以下の懲役、または500万円以下の罰金」という明確な数字を伝えることで、その重さが伝わるように配慮した。

・次に、まとめた内容を大きく2つに分類させることによって著作者人格権と財産権という著作権の二大権利について理解させた。この2つの視点をもたせることは、今後、著作権について考える際の切り口として必要不可欠となるので、特に重点的に押さえるようにした。

・この時間のまとめとしては、著作権は利用させないためのものではなくて、著作者が本来もっている権利を守るためのもの、ということをおねらいとした。

・第2時となるインターネットによる著作権侵害の事例については、本校のホームページを利用して、パソコンでは文章や画像のコピーが容易に出来ること、コピーしたものはワープロソフトやペイントソフトを利用することで、改変出来ることを知ることから始めた。ここで、間違った認識が出来てしまわないよう、本校のホームページは許可を得てから利用しているということを確認し、一般的には禁止されていることを伝えた。

② インターネットを使って出来るしまうこと（使う人の立場で考える）

絵・文字・写真等をコピーしたり、
落書きしたりできてしまう。

・その他の著作権侵害についての事例は2人グループでパソコンを実際に使いながら、CRICのオンラインコンテンツ「コピーライトワールド」の中の「バーチャルタウン」を利用して調べながら学習をさせた。「バーチャルタウン」は他のコーナーと比べ、より児童にとって身近な内容が多いと考え、選んだ。

・調べたものをまとめた後は、インターネットを利用する側とホームページを作成する側のそれぞれから著作権を守るために出来ることについて考えさせた。考えが

思い浮かばない児童に対しては、前時の学習を振り返りながら言葉を引き出すことで、考えさせるようにした。また、児童によってはインターネットを使った経験が少ない、という児童も多かったので、そのような児童には先の「バーチャルタウン」の中の「インターネット」の項をよく読むよう指導した。

・この時間のまとめとしては、インターネットを利用する際は、各自が著作権を守るよう気を付けるしか術がないため、正しい理解のもとに注意して使わなくてはならないこと、ホームページを作成する際は、他人の著作物を使用する際はきちんと許諾を得てから使用することや、無断でコピーされないようコピーガードをかけることなどを挙げた。

③ 著作権法をやぶらないために出来ること（使う人の立場で考える）

個人で楽しむだけならいいけれど、自作のHP等にコピーして貼り付けたりしないようにする
(HPはたれがみよるから)

c. 成果と課題

・第1時の著作権について考える時間においては、実体験をベースとして考えることによって著作権に対して「勝手に曲を変えないでほしい。」「知らないうちに発表されたら嫌だ。」などと主体的に考えることができ、非常に成果が高かった。事前に学習発表会においての作品発表者の代表を選ぶ際において、著作権を前提とした手続きを踏んだのも効果的であった。

・また、第2時のインターネットについても、前時の学習をもとに具体的な事例について知ることによって、インターネットの利用者、ホームページの作成者という2つの異なった視点から、他人の著作物の正しい利用の仕方について考えることが出来た。「無断で使わないよう、注意書きをすればよい。」「インターネットで調べたことは自分の言葉でまとめればよい。」などという児童の意見もあり、学習としてより深まったと言えるだろう。

・今後の課題としては、パソコンやインターネットに対する児童の習熟度の違いと、授業で利用するサイトの精選が挙げられる。

・パソコンは様々な授業で用いており、5年生として必要最低限の能力は身につけてきているが、インターネットに関しては、家庭で日常的に使っているか否かで、そのリテラシーに大きな差が感じられた。今回とりあげたような内容は、日頃そのようなものにどれだけ触れているかで、その理解も違ってくるので、そのような経験の差を踏まえた上での授業計画を立てると同時に、教育活動の様々な場面で利用していくことが大切であると考えられる。日頃使い慣れない児童の中には、「著作権を守るためには最初からパソコンを使わなければよい。」などという残念な意見も見られたため、パソコンの利点にしっかりと気づかせながら使い方を考えることが最

重要課題であると言えよう。

・もう一つの課題は児童が利用するサイトの精選である。これは本題材を詩作りや歌作りの活動を中心として構成したので、そのような活動に、より結びつきの強いサイトを例として用いることで、学習の流れをスムーズにすると共に、理解を深めることが出来るのではないかと考えた。

具体的には文部科学省や YAMAHA などが提供している音楽の授業向けのデジタルコンテンツを利用したり、楽譜の無料ダウンロードサイトを利用したりすることで、作曲活動とインターネットについてより関連付けて学習することが出来るということである。

著作権は身近な様々なことに気が付かないうちに深くかかわっているので、取り立てて著作権について学習する機会を作るとともに、日常の学習と的確に関連させていくことで、より理解を深めていくことが出来ると考えられる。

より豊かなこれからの文化を創造する担い手を育てていくためにも、このことを常に念頭に置きながら、教育活動に従事していきたい。